

令和7年11月26日

箱根町長 勝俣 浩行 様

箱根町廃棄物減量等推進審議会
会長 小林 潤

箱根町事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について(答申)

令和7年4月28日付け箱環第6号で諮問のあった標記のことについて、次とおり答申します。

1 審議の経緯

町の事業系一般廃棄物処理手数料については、平成30年に現行処理単価1kgあたり18円に改定してから7年が経過(破碎機又は切断機による処理が必要な廃棄物は23円に改定してから5年が経過)し、この間に急激な円安等によるエネルギー価格、資材価格の高騰のほか人件費の高騰、また県内市町における一般廃棄物処理手数料の見直し(値上げ)の実施がみられ、一方、国は2050年までに脱炭素社会実現を目指すことを宣言し、町も国の施策に同調し2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこととし、廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環のさらなる推進を図る必要性が生じるなど、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化してきた。

このような背景を鑑み、受益者負担の適正化及びごみの越境防止を図り、また経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進を図るため、事業系一般廃棄物処理手数料等の適正化について審議を行った。

2 現状及び課題

町では県内の他自治体に比べて事業系ごみの発生量が多く、その割合はおよそ事業系ごみ7割、家庭系ごみ3割となっており、事業系ごみの減量が喫緊の課題となっている。

また、平成30年に改定された現行の事業系一般廃棄物の持込処理手数料は18円/kgで、表1のとおり、処理原価との間にすでに乖離が見られるが、下郡3町による可燃ごみ共同処理開始後の令和8年度以降も、ごみ処理原価は増加する見込みである。

表1 ごみ処理原価の推移

処理原価 (円/kg)	総処理経費	ごみ処理原価 ※総処理経費から収益を除いた 経費	ごみ処理原価から減価償却費を 除いた経費	ごみ処理原価から入湯税充当額 を除いた経費	ごみ処理原価から 減価償却費・入湯 税充当額を除いた 経費
H26～H30平均	34.9	34.4	25.2	27.9	18.8
R1～R5平均	55.5	54.8	44.5	44.9	34.6
令和8年度～	56.6	55.8			

※令和8年度～の数値は、現時点である程度明確化している経費のみを積算した推計値

県内市町村における事業系一般廃棄物の処理手数料は、表2のとおり1kg当たり13円から40円の範囲にあり、25円以上が32市町村中24市町(令和7年4月1日現在)で、清川村を除く32市町の平均は26円となっている。

表2 県内における事業系一般廃棄物処理手数料

1kgあたりの処理手数料	市町村数	市町村名				
40円	1	鎌倉市				
40円 (50kgを超える場合)	2	真鶴町	湯河原町			
35円	1	逗子市				
30円	3	海老名市	座間市	綾瀬市		
		※3市ともR8.4からは35円				
29円	2	秦野市	伊勢原市			
28円	3	平塚市	茅ヶ崎市	寒川町		
27円	1	藤沢市				
25円	11	相模原市	小田原市	厚木市	葉山町	
		二宮町	中井町	大井町	松田町	
		山北町	開成町		愛川町	
24円	2	南足柄市	大磯町			
20円	1	大和市				
18円	1	箱根町				
15円	3	川崎市	横須賀市	三浦市		
13円	1	横浜市				
有料処理券	1	清川村				
合 計	33					

3 審議の結果

(1) 改定の必要性について

事業系一般廃棄物は事業者が適正処理を行う責任を有しているため、その処理原価相当の料金を徴収することが望ましいことを鑑みると、現行手数料とごみ処理原価に乖離があること、また近隣市町との手数料格差が見られるため、手数料の改定は必要と判断する。

(2) 改定額の妥当性について

表3のとおり前回手数料改定時のごみ処理原価は33.9円/kgであったが、昨今のごみ処理原価は54.8円/kgで20.9円/kg上昇しており、前回手数料改定時の算出方法を参考し事業系一般廃棄物処理手数料を算出する(ごみ処理原価から減価償却費及び入湯税充当額を除く)と34円/kgとなる。しかしながら、手数料を現行の18円/kgから34円/kgに改定した場合、排出者負担率で見ると53%から62%に増加する。さらに、ごみ処理手数料の改定幅は約1.9倍で16円/kgの増となり、事業系ごみ排出者においては多大な負担増となる。

そこで激変を緩和するため、手数料改定額については前回手数料改定時と同様の排出者負担率を適用し、昨今のごみ処理原価54.8円/kgに現行手数料改定時の排出者負担率53%を乗じて得られた29円/kgがごみ処理手数料改定額として妥当と考えるが、近隣市町とのバランスを鑑みるとごみ処理手数料改定額は25円/kgが適正と判断する。

表3 手数料改定に関する考え方

	ごみ処理原価 総処理経費から 収益を除いたもの (円/kg)	入湯税 充当額 (円/kg)	一般財源 充当額 (円/kg)	ごみ処理原価から 入湯税及び一般財源 充当額を除いた額 (現行手数料算出方法) 【小数点以下切捨て】 (円/kg)	排出者負担率 ごみ処理原価と ごみ処理手数料 の比率 【算出方法】 18円/kg ÷ 33.9円/kg × 100	手数料改定 の指標 現行手数料改定 時の排出者負担 率で換算 (円/kg)
H24～H26の平均 (現行手数料改定時 の算出基準期間)	33.9	6.1	9.5	18	53%	
R1～R5の平均	54.8	9.9	10.3	34	62% 【算出方法】 34円/kg ÷ 54.8円/kg × 100	29 【算出方法】 54.8円/kg × 53%

事業系一般廃棄物の持込処理手数料の改定に伴い、「事業系指定袋料金」「特定料金」及び「家庭系一般廃棄物の持込処理手数料」も表4のとおり改定することを提言する。

表4 改定の区分と金額

区分	現行	改定
事業系一般廃棄物の持込料金		
1キログラムにつき	18円	25円
破碎機又は切断機による処理が必要な廃棄物1キログラムにつき	23円	30円
事業系指定袋料金		
45リットル袋 1枚につき	162円	225円
70リットル袋 1枚につき	252円	350円
90リットル袋 1枚につき	324円	450円
特定料金		
1キログラムにつき	33円	40円
家庭系一般廃棄物の持込料金		
1キログラムにつき	18円	25円
破碎機又は切断機による処理が必要な廃棄物1キログラムにつき	23円	30円

(3) 改定の時期について

宿泊業界では次年度予算確定の時期が早く、一部の大規模宿泊施設では例年8月にはすでに決定し、その他宿泊施設においても11月中には決定されることが多いことから、料金改定は次年度予算に反映できる時期に行うことが望ましい。また、今後国際観光ホテル整備法に係る固定資産税不均一課税の見直しや宿泊税の導入が予定されており、宿泊事業者の負担増となる事案が重複することから、これら事案の導入の状況を見定めた後に改定を行うべきとの意見があった。しかし現行手数料とごみ処理原価に乖離があるため、受益者負担の公平性を確保する観点から、また近隣市町との手数料格差が見られることから手数料の改定はできる限り早期の実施が必要であると言える。

ただし、事業系一般廃棄物の持込処理手数料の改定に伴い前述の手数料等の改定も生じることから、排出者や町一般廃棄物収集運搬許可事業者への周知、また、これら関係者等の手数料改定に対する準備に一定の期間を確保する必要があるため、概ね6か月の周知期間を設けることを条件とし、改定

の時期は令和8年7月が適当と考える。

4 付帯意見

- (1) 町は事業所から排出される個々のごみ量の把握に努め、事業者が積極的にごみ減量化や資源化の促進に取り組む意識を向上させるような取組の実施を検討すること。
- (2) 昨今の人手不足や人件費高騰といった社会情勢が、中小事業者におけるごみ減量化や資源化促進への取組みに対して大きな障壁となっていることから、町はその負担を緩和するような施策の立案や情報の提供に努めること。
- (3) 今後、近隣市町の事業系一般廃棄物の持込処理手数料の状況、可燃ごみ共同処理開始後のごみ処理原価の変動等廃棄物処理を取り巻く環境や、宿泊税導入後の町の行財政運営に変化が生じた場合には、手数料の見直しを検討すること。
- (4) 町の一般廃棄物処理手数料は、算定の過程で特定財源として入湯税が充当されているため手数料が抑制されているという仕組みを、広く町民へ周知すること。
- (5) 現在、少量排出事業者は小規模事業所保護の観点から、例外的に家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることとしているが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられていることから、制度の見直しを検討すること。